

#### 4 第3号 観察基準（消防法第35条の5第2項第3号）

消防機関が傷病者の状況を確認するための基準を次のとおりとする。

第3号の基準（観察基準）は、救急隊が傷病者の症状等（状況）を観察（確認）するためのものである。

傷病者の症状等の観察は、傷病者の状況が第1号の分類基準のどの分類に該当するか判断するための材料を正確に得るために行なわれるものであり、どのような内容を観察基準に定めるかについては、第1号の分類基準の内容に対応して決められるものである。

そのため、本県においては、同項第1号の分類基準に対応した傷病者観察基準を以下のように定める。

なお、心筋梗塞（急性冠症候群）、t-PA 適応の脳卒中、高エネルギー外傷など、本県の定める活動プロトコルが存在する状況、もしくは今後定められた状況においては、本観察基準の定めるところにとらわれることなく、各プロトコルに従った活動をするものとする。

#### 傷病者観察基準

##### 傷病者重症度分類表

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 重篤：生命の危険が切迫しているもの     | 心肺停止（※）またはそのおそれのあるもの<br>心肺蘇生を行なったもの          |
| 重症：生命の危険のおそれがあるもの     | 重症度・緊急度判断基準において、重症以上と判断されたもののうち、死亡及び重篤を除いたもの |
| 中等症：生命の危険はないが入院を要するもの |  |
| 軽症：入院を要しないもの          |  |
| 死亡：                   | ※死亡判断については尚従前の基準を準用する                        |

※心肺停止：心臓機能停止または呼吸機能停止をいう（心肺停止業務プロトコルに定める）

##### 【緊急性の高い症状・病態】

##### 1. 重篤：生命の危険が切迫しているもの

- 心肺停止またはそのおそれのあるもの
- 心肺蘇生を行なったもの
- 早期死体現象が認められない
  1. 意識レベル J C S III-300
  2. 呼吸が全く感じられない
  3. 総頸動脈で、脈拍が全く触知できない

4. 瞳孔散大、対光反射なし
5. 体温が感じられず、冷感がある
6. 死後硬直、または死斑が認められる

## 2. 重症:生命の危険のおそれがあるもの

### 成人

#### 第1段階:共通項目(生理学的評価)

生理学的評価で次のいずれかが認められる場合

- 意識：JCSⅢ桁
- 呼吸：10回／分未満または30回／分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸
- 脈拍：120回／分以上または50回／分未満
- 血圧：収縮期血圧90mmHg未満または収縮期血圧200mmHg以上
- SpO<sub>2</sub>：90%未満
- その他：ショック症状

#### 第2段階:症状・病態別に判断する

##### 1) 脳卒中(意識障害を含む)

脳卒中疑いのうち、t-PA 適応疑い

- 片側顔面筋の弛緩：顔面非対称、顔半分の麻痺・しびれ
- 半身麻痺：片方の上肢の筋力低下、片方の手足の麻痺・しびれ
- 言語障害：呂律障害、言葉が出ない、他人の言うことが理解できない
- 発症時刻：症状発現時刻または確認できた未発症時刻から3.5時間以内

脳卒中疑いのうち、クモ膜下出血の疑い

- 経験したことのない激しい頭痛

脳卒中疑いのうち、その他の意識障害

- 進行性の意識障害
- 痙攣重積(30分以上)
- 高度脱水
- 糖尿病の既往
- 項部硬直
- 頻回の嘔吐
- 低酸素環境
- 高温/低温環境

##### 2) 心筋梗塞(狭心症)

心筋梗塞(狭心症)のうち、急性冠症候群疑い

以下の2項目以上が該当する場合

- 20分以上持続する胸痛、前胸部絞扼感と冷汗
- 心電図上のST-Tの変化
- 不整脈：幅の広い頻脈、高度の徐脈、多発する期外収縮
- 狭心症の既往
- アスピリンの服用
- 亜硝酸剤(ニトロ)舌下投与の効果がみられない胸痛発作

心筋梗塞(狭心症)のうち、胸痛

20分以上持続する胸痛または背部痛

移動する胸部痛または背部痛

一方の橈骨動脈の触知不良または20mmHg以上の血圧の左右差

3) 重症の外傷

解剖学的評価

顔面骨骨折

頸部または胸部の皮下気腫

外頸静脈の著しい怒張

胸郭の動揺、フレイルチェスト

腹部膨隆、腹壁緊張

骨盤骨折(骨盤の動揺、圧痛、下肢長差)

両側大腿骨骨折(大腿の変形、出血、腫張、圧痛、下肢長差)

頭部、胸部、腹部、頸部または鼠径部への穿通性外傷(刺傷、銃創)

15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面または気道の熱傷

多指切断

四肢切断

四肢の麻痺

4) 重症の熱傷

Ⅱ度熱傷20%以上 Ⅲ度熱傷10%以上 化学熱傷

電撃傷 気道熱傷 顔、手、足、陰部、関節の熱傷

他の外傷を合併する熱傷

小児、高齢者(Ⅱ度熱傷10%以上、Ⅲ度熱傷5%以上)

5) 中毒

毒物摂取 医薬品(少量の眠剤、抗精神薬を除く)

工業用品(強酸、強アルカリ、石油製品、青酸化合物)

覚醒剤、麻薬 毒性のある食物 農薬

家庭用品(防虫剤、殺鼠剤等)

有毒ガス

何を飲んだか不明のもの

6) 喘息(重積発作)

声を出せない 起坐呼吸

7) 吐下血(消化管出血)

肝硬変の既往 腹壁緊張または圧痛 腹膜刺激症状 高度脱水

高度貧血 頻回の嘔吐

8) 急性腹症

- 腹壁緊張または圧痛
- 腹膜刺激症状
- 高度脱水
- 高度貧血
- グル音消失
- 有響性金属グル音
- 妊娠の可能性あるいは人工妊娠中絶後
- 腹部の異常膨隆
- 頻回の嘔吐
- 手術歴

**【専門性の高い症状・病態】**

1) 重症度・緊急度が高い妊産婦

第1段階：生理学的評価は成人共通項目を準用

第2段階：次のいずれかが認められる場合

- 大量の性器出血
- 腹部激痛
- 腹膜刺激症状
- 異常分娩
- 呼吸困難
- チアノーゼ
- 痙攣
- 出血傾向（血液が固まらない、注射部位よりの出血、紫斑）
- 子癇前駆症状
  - ①中枢神経症状（激しい頭痛あるいはめまい）
  - ②消化器症状（激しい上腹部痛、激しい嘔気あるいは嘔吐）
  - ③眼症状（眼がちかちかする、視力障害あるいは視野障害）

2) 重症度・緊急度が高い小児

第1段階：生理学的評価で次のいずれかが認められる場合

- 意識：JCSⅢ桁
- 呼吸：新生児 → 50回/分以上または30回/分未満  
乳児 → 30回/分以上または20回/分未満  
幼児 → 30回/分以上または20回/分未満  
呼吸音の左右差  
異常呼吸
- 脈拍：新生児 → 150回/分以上または100回/分未満  
乳児 → 120回/分以上または80回/分未満  
幼児 → 110回/分以上または60回/分未満
- 血圧：新生児 収縮期血圧 70mmHg 未満（測定可能な場合）  
乳児 収縮期血圧 80mmHg 未満（同上）  
幼児 収縮期血圧 80mmHg 未満（同上）
- SpO<sub>2</sub>：90%未満
- ショック症状
- 新生児の場合、出生後5分以上のアプガースコア7点以下

第 2 段階の評価で次のいずれかが認められる場合

- ぐったり 異常な不機嫌 異常な興奮 妊娠 36 週未満の新生児
- 低体温 頻回の嘔吐または胆汁性の嘔吐
- 多発外表奇形の新生児
- 出血傾向（血液が固まらない、注射部位よりの出血）
- 高度の黄疸 脱水症状 瞳孔異常 痙攣の持続

### 3) 精神疾患

第 1 段階：生理学的評価は各年齢に該当する項目を準用

第 2 段階：

身体症状有り：重症度・緊急度の評価を準用

身体症状なし

- 強度の不安・焦燥状態 興奮、落ち着きのない状態
- 昏迷状態、無言・無反応・拒絶・拒食
- 精神作用物質による精神症状 向精神薬による副作用